

業務受託候補者の選定を京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第18条において準用する同要領第9条第1項の規定に基づき、簡易公募型プロポーザル方式で実施致しますので、次のとおり公募致します。

平成19年 5月24日

京都市長 梶本頼兼

1 業務内容

(1) 業務名称

候補者の選定は、案件ごとに行う。ただし、応募できるのは、1者につき1案件とする。

ア 壬生地区における基本構想策定業務

老朽化の著しい壬生市営住宅の建替えを視野にいれつつ、壬生東市営住宅のまちづくり基本構想を策定する。

イ 錦林地区における基本構想策定業務

平成12年度から地元と行政により行われてきたまちづくりの取組の成果を振り返りつつ、錦林市営住宅のまちづくり基本構想を策定する。

(2) 履行期間

契約の日から平成20年3月31日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

2 説明書の交付期間、場所及び方法

次の各号に定める期間及び場所において、説明書を手渡しにより配布する。

(1) 交付期間

公告の日から参加表明書提出期限の日の正午まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課計画担当

エ 電話番号 075-222-3635

3 質問の受領期間、方法、提出先及びその回答

(1) 受領期間及び提出方法

本件に関する問い合わせは、書面（様式自由）により、平成19年5月29日までにFAXにて行うこと。（なお、必ず着信確認を行うこと。）

(2) 提出先

ア 受託候補者選定に関する事項

(ア) 担当 都市計画局住宅室すまいまちづくり課計画担当（青木）

(イ) 電話番号 075-222-3635

(ウ) FAX番号 075-222-3526

イ 業務内容に関する事項

(ア) 壬生地区における基本構想策定業務

a 担当 都市計画局住宅室すまいまちづくり課西南部担当（松田）

b 電話番号 075-222-3663

c FAX番号 075-222-3526

(イ) 錦林地区における基本構想策定業務

- a 担当 都市計画局住宅室すまいまちづくり課東部担当 (谷淵)
- b 電話番号 075-222-3663
- c FAX番号 075-222-3526

(3) 回答方法

問い合わせに対する回答は、平成19年5月30日までにFAXにて行う。

4 応募に係る事項

(1) 応募資格

応募者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- ア 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿(建築設計又は土木設計)に登録されている者。
- イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- ウ 本市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- エ 参加表明の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- オ 団地計画、基本構想、住棟の基本設計・実施設計など(仮設店舗、EV等のみの設計業務は含まない。)の業務について京都市からの受託実績があること。ただし、平成9年4月1日以降に業務完了したものに限る。
- カ 一級建築士、二級建築士又は技術士(建設部門)のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

(2) 応募に要する書類、期限、場所及びその方法

- ア 提出書類

参加希望申出書（第1号様式）

イ 提出期限

平成19年5月25日（金）から平成19年5月31日（木）の午後5時までとする。

なお、提出の受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出場所

2の（2）と同じとする。

エ 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

(3) 資格の確認に要する書類、期限、場所及びその方法

ア 提出書類

(ア) 建築士法第23条の3に基づく一級建築士事務所の登録を証明する書類

(イ) 業務実績調書（第2号様式）

(ウ) 配置技術者調書（第3号様式）

(エ) 建築士法第5条に基づく一級建築士、二級建築士又は技術士の免許証の写し

イ 提出期限

平成19年5月25日（金）から平成19年5月31日（木）の午後5時までとする。

なお、提出の受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市

の休日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出場所

2の（2）と同じとする。

エ 提出方法

4の（2）のエと同じとする。

5 技術提案書に提出に関する事項

(1) 提出書類

技術提案書（第4号様式～第8号様式）

(2) 提出期限

平成19年6月1日（金）から平成19年6月14日（木）の午後5時までとする。

また、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 提出場所

2の（2）と同じとする。

(4) 提出方法

4の（2）のエと同じとする。

6 受託候補者の選定方法及び基準

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書により行う。評価項目は、次のとおりとし、技術提案書に関するヒアリングは実施しない。

(1) 配置技術者の資格及び実績等

- ア 統括責任者の資格, 経験年数
- イ 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績
- ウ 統括責任者の手持業務の件数
- エ 主任技術者の資格, 経験年数
- オ 主任技術者の過去10年間の同種又は類似実績
- カ 主任技術者の手持業務の件数
- キ 担当者の資格, 経験年数
- ク 担当者の過去10年間の同種又は類似実績
- ケ 担当者の手持業務の件数

(2) 業務実施方針等

- ア 業務の理解度
- イ 業務実施方針の妥当性
- ウ 業務実施手法の妥当性

(3) 提案事項等

- ア 提案の的確性
- イ 提案の独創性
- ウ 提案の成果達成の期待度・実現性
- エ 価格

7 その他

書類の作成に用いる言語は日本語, 通貨は日本円, 単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)